

建築設備等の定期検査報告のお願い



TAKASAKI CITY

高崎市



1. 定期検査報告制度とは

建築基準法では、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければなりません（第8条第1項）。さらに、政令に定められた建築設備等（下記、対象建築設備等）の所有者・管理者は、定期（下記、報告時期）に、専門技術を有する資格者に検査をさせ、その結果を特定行政庁（下記、提出先）に報告しなければなりません（第12条第3項）。

近年、ホテルや福祉施設等の建築物で火災による死亡事故が発生し、この中には建築物の安全性確保のために重要な日常の維持保全や、定期的な調査等が適切に行われていなかったことが事故の一因と見られるものがありました。このようなことから建築基準法の「定期検査報告制度」が、以下のとおり改正されました（平成28年6月1日から施行）。

高齢者、障害者、妊産婦の方等が就寝する機能を有する「就寝用福祉施設」については、避難に時間を要すると考えられることから、平成28年度から新たに定期検査報告の対象となりました。

防火シャッター等の「防火設備」が適切に作動、閉鎖しなかった事により多数の死者が出た火災事故を鑑み、定期調査報告が必要な建築物や小規模な病院、診療所、就寝用福祉施設に設置されている「防火設備」については、「1年毎」に報告していただくことになりました（平成30年度から施行）。

2. 定期検査報告が必要な建築設備等と報告時期

報告が必要な建築設備等の種類	報告が必要な建築設備等の詳細	建築設備等の定期検査報告の時期
防火設備（随時閉鎖式のもの（※1））	①定期調査報告を要する建築物に設けられた防火設備 ②定期調査報告を要しない建築物の内、病院、有床診療所又は就寝用福祉施設（就寝の用に要する部分の床面積の合計 $\geq 200\text{m}^2$ ）	毎年 6月1日から 11月30日 まで （※5※6）
昇降機	①エレベーター（※2） ②エスカレーター ③小荷物専用昇降機（※3） ④乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（※4）	毎年 検査済証の交付 を受けた日の属 する月に応答す る月の初日から 末日まで （※6）
遊戯施設	①ウォーターシュート、ウォータースライド、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設 ②メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの	

※1 常時閉鎖式の防火設備、防火ダンパー及び外壁開口部の防火設備は非該当です。

※2 一戸建住宅又は共同住宅の住戸のホームエレベーター及び労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号に規定するエレベーターは非該当です。

※3 テーブルタイプは非該当です。

※4 一般交通の用に供するものは非該当です。

※5 令和2年度より報告時期が改正されました。

※6 建築物の定期調査報告と異なり、建築設備毎に報告時期が異なります。防火設備は平成30年度からの施行です。

3. 定期検査報告書についてのお問い合わせおよび提出先

○防火設備

提出先 高崎市建築指導課（市庁舎11階）
（住所）〒370-8501 群馬県高崎市高松町35-1 11階
問合せ先 電話 027-321-1271 FAX 027-323-5296

○防火設備以外

提出先 一般社団法人 北関東ブロック昇降機等検査協議会を經由
（住所）〒101-0052 東京都千代田区神田小川町2-1 シンコーミュージック・プラザビル8階
問合せ先 電話 03-3295-6159

4. 定期検査報告書の提出部数

○定期検査報告書は2部提出してください（正1部、副1部）。

※建築物の書類を提出してください。

※調査結果表（別記）、別添1、2も忘れずに添付してください。

○概要書は1部提出してください。（建築指導課内で公開されます。）

定期検査報告書の2部のうち1部は、後日、審査後に返却されます。

※定期検査報告書は、郵送での提出も可能ですが、その場合は、**副本の返送用封筒**を添えてください。

- ・審査の結果、良好な建築設備等に「定期検査報告済証」が交付されますので、建築物の入り口付近の見やすい場所に掲示してください。

5. 定期検査報告書の書式用紙について

高崎市建築指導課のホームページからダウンロードできるHPへのリンクがあります。

※高崎市は、国土交通省の告示と同一の書式を使用しています。

6. 調査（検査）の資格を有する者について

建築物や防火設備の定期的な調査（検査）は、専門技術を有する資格者が行う必要があります。

【建築物の調査を行うことができる資格者】

『1級建築士』、『2級建築士』又は『特定建築物調査員』

【防火設備の検査を行うことができる資格者】

『1級建築士』、『2級建築士』又は『防火設備検査員』

7. 虚偽及び未報告の場合

建築基準法第101条第2項の規定により、虚偽及び未報告の場合は、100万円以下の罰金に処せられる恐れがあります。

ご確認ください！

<ul style="list-style-type: none">・平成28年6月1日から右記の事項が改正になりました。	<ol style="list-style-type: none">1. 定期検査報告（防火設備）の提出について 定期検査報告が必要な建築設備等のうち定期検査報告書（防火設備）の提出が義務付けられました（平成30年度から施行）。2. 報告が不要となった建築設備等について これまで建築物の定期調査報告とともに提出されていた「換気設備」「排煙設備」「非常用の照明設備」「給排水設備」の定期報告は平成28年度から提出不要となりました。
<ul style="list-style-type: none">・その他	<ol style="list-style-type: none">3. 定期検査報告書の検査時期について 検査は、報告日から3ヶ月以内です。4. 建築設備等が報告対象に該当しない場合について 所有(管理)の建築物に設ける建築設備等について、当該建築設備が報告対象に該当しない場合（用途変更・解体等を含む）は、「定期検査報告対象特定建築設備等に該当しなくなった旨の届出書」を提出してください。5. 定期検査報告書の報告時期について 設置者が法第7条第5項又は法第7条の2第5項（法第87条の2において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けていない場合は、建築指導課までお問い合わせください。